

# 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

米子市

## 1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

## 2 促進計画の目標

### 1. 市全域

#### (1) 現況

本市は、日野川、法勝寺川、宇田川、佐陀川流域に広がる平坦な水田地帯及び中山間地帯の傾斜地での水稻、大山山麓丘陵地帯での梨を中心とした果樹、島根半島に向かって伸びる平坦な弓浜畑作地帯及び水田地帯の転換作物での白ねぎを中心とした野菜など多様な農業が営まれている。

また、今後の課題としては、①認定農業者等の担い手への農地集積に伴う、農道や農業用水路の保全管理等の取組に要する担い手への負担集中の軽減。②中山間地の傾斜地は平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから生産コスト差を是正する取組。③中海の水質浄化の取組や地域ブランドの確立にむけた環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式の普及。等を行うことが必要となっている。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本市では、法第3条第3項第1号から第3号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

## 3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

|   | 実施を推進する区域 | 実施を推進する事業                   |
|---|-----------|-----------------------------|
| ① | 市全域       | 法第3条第3項第1号及び第2号並びに第3号に掲げる事業 |

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、別紙のとおり定めることとする。

(別 紙)

## ○第2号事業（中山間地域等直接支払）

### 1 対象農用地の基準

#### （1）対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上あるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

#### ア 対象地域

知事特認地域（旧宇田川村、旧成実村：農林統計上の中山間地域）

（旧尚徳村、旧大高村、旧泉村：3法地域に地理的に接する農用地）

#### イ 対象農用地

##### （ア）急傾斜農用地

田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上の急傾斜農用地の勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

##### （イ）急傾斜農用地と連担する緩傾斜農用地

一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地（田1/100以上、畑、草地及び採草放牧地8度以上）が、一団の急傾斜農用地と物理的に連担している場合（この場合急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の緩傾斜農用地に限る。）

### 2 集落協定の共通事項

#### （1）構成員の役割分担

集落協定を締結する集落は、集落の実情に応じた協定の対象となる農用地（以下「協定農用地」という。）及び水路・農道等についての管理の方法及び管理体制を定める。

#### ア 農用地等の管理方法

協定農用地については、農業者自ら、集落内外の担い手が貸借、受託等により管理する等、集落協定参加者が協定に基づき管理する。

また、水路・農道等については、集落、水利組合、土地改良区等が草刈り、泥上げ等を行う。

## イ 集落協定の管理体制

集落協定の管理体制については、集落の構成員の役割分担を明確にすることが必要であり、代表者、書記担当、会計担当、共同機械担当、水路・農道等の管理担当等を置き、責任の明確化を図ることとする。

また、水路・農道等の管理や集落内の取りまとめ等、集落営農上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手となる者を集落協定で指名する。

## (2) 農業生産活動等として取り組むべき事項

ア 集落協定において、農業生産活動等及び多面的機能を増進する活動について、具体的に取り組む事項を記載する。

なお、多面的機能を増進する活動については、一つ以上の取組を選択して行うこととする。

イ 集落協定及び個別協定は、令和3年度以降に締結することも可能とする。

## (3) 集落マスタープラン

ア 集落の実態を踏まえた自律的な農業生産活動等の体制整備の目標

将来像を実現するための、活動方策及び協定期間の目標

生産性や収益の向上による所得の増加に関する集落としての取組活動、担い手の定着に関する集落としての取組活動の目標を明確に記載することとする。

イ 具体的活動計画

アにより定めた目標を実現するための、協定認定年度から5年間の具体的な活動計画を記載することとする。

## (4) 農業生産活動等の体制整備を図るための取組みとして活動すべき事項（中山間地域等直接支払交付金実施要領第6の3の(2)のアの単価（以下「通常単価」という。）を交付する協定にあっては必須事項であり、(3)「集落マスタープラン」の内容と整合をとること。）

ア 農用地等保全マップの作成

将来にわたって適正に協定農用地を保全していくため、以下に例示される事項について定めた図面を協定認定年度に作成し活動を実践することとする。

①農地法面、水路、農道等の補修・改良が必要となる範囲又は位置

②既荒廃農地の復旧又は林地化を実施する範囲

③農作業の共同化又は受委託等が必要となる範囲

④その他将来にわたって適正に協定農用地を保全していくために必要となる事項に関する範囲

## (5) 集落協定等の公表

市長は、集落協定を認定した場合には、その概要を公表する。また、市は、毎年、集落協定の締結状況、各集落等に対する交付金の交付状況、協定による農用地の維持・管理等の実施状況、生産性向上、担い手定着等の目標として掲げている内容及び当該目標への取組状況等直接支払いの実施状況を公表する。

## (6) 農業委員会の役割

農業委員会は農用地の所有者と農業生産活動等を行う者との調整を行い、集落協

定が円滑に締結されるよう努める。また、担い手の育成・定着を通じて持続的な農業生産の確保が図られるよう、農地基本台帳等の情報を活用し、新しい借手の発掘等の積極的な活動に努める。

(7) 農業振興地域整備計画との整合性

農業振興地域整備計画と整合性が図られるよう努める。農業の振興を図るため農用地の保全等を図る必要がある場合には、農業振興地域整備計画を見直す。

### 3 対象者

対象者は、集落協定又は個別協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う者とする。